

平成28年度第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第

日 時 平成28年7月20日（水）  
午後1時30分から  
場 所 館山市役所 本館 2階会議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 企業長あいさつ
- 3 委員紹介・事務局職員紹介
- 4 開会
- 5 会長及び副会長選出
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 議事
  - (1) 審議会の公開・非公開について
  - (2) 三芳水道企業団水道事業の現状について
  - (3) その他
- 9 閉会

# 三芳水道企業団 水道事業運営審議会 委員名簿

任期：平成28年7月20日～平成30年7月19日

(敬称略)

委 嘱 区 分		氏 名	
1号委員	三芳水道企業団議会議員	てら ざわ 寺 澤	とし ろう 利 郎
1号委員	三芳水道企業団議会議員	いし い 石 井	たか ゆき 敬 之
1号委員	三芳水道企業団議会議員	いま い 今 井	よし あき 義 明
2号委員	住民代表	いし い 石 井	きゅう じ 久 治
2号委員	住民代表	やまとち 大和地	のり あき 紀 昭
2号委員	住民代表	くろ かわ 黒 川	けん じ 憲 治
2号委員	住民代表	わた なべ 渡 辺	しず お 静 夫
2号委員	住民代表	よし かわ 吉 川	すすむ 進
3号委員	知識経験者	さ の 佐 野	よし お 義 雄
3号委員	知識経験者	た なべ 田 邊	ひとみ

平成28年度 第1回

三芳水道企業団 水道事業運営審議会 出席職員名簿

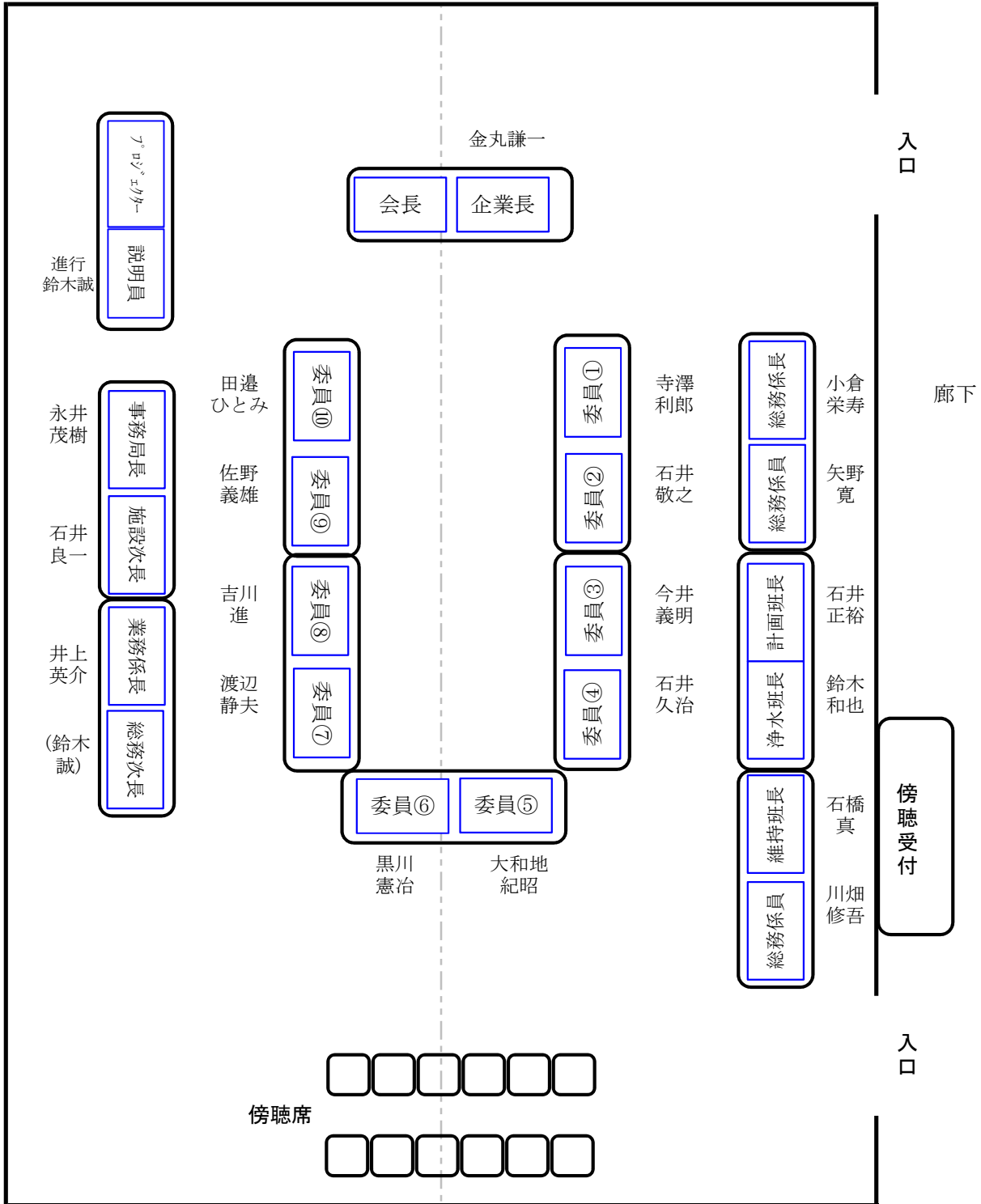
平成28年7月20日(水)

役 職	氏 名
事務局長	なが い かげ き 永 井 茂 樹
総務担当次長	すず き まこと 鈴 木 誠
施設担当次長	いし い りょう いち 石 井 良 市
総務係長	お ぐら えい じゅ 小 倉 栄 寿
業務係長	いの うえ えい すけ 井 上 英 介
副主幹(兼)施設計画班長	いし い まさ ひろ 石 井 正 裕
施設維持班長	いし ばし まこと 石 橋 真
副主幹(兼)浄水班長	すず き かず や 鈴 木 和 也
総務係員	や の ひろし 矢 野 寛
総務係員	かわ ばた しゅう ご 川 畑 修 吾

# 三芳水道企業団水道事業運営審議会 席次表

会議名 平成28年度第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会  
 日時 平成28年7月20日(水) 午後1時30分から  
 場所 館山市役所本館2階会議室

(敬称略)



## 三芳水道企業団水道事業運営審議会条例

(設置)

第 1 条 三芳水道企業団の水道事業の円滑な運営を図るため、三芳水道企業団水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、企業長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道事業計画に関すること。
- (2) 水道料金等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道事業の運営に関し、企業長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから企業長が委嘱する。

- (1) 企業団議会議員 3 人
- (2) 住民代表 5 人
- (3) 知識経験者 2 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、当該審議会の最初の会議は、企業長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができ

ない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企業団事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(重複支給の調整)

第3条の2 議会の議員が当該議員の資格において、水道事業運営審議会の委員を兼ねるときは、当該兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

別表 国庫補助事業評価委員会委員の項の次に次のように加える。

水道事業運営審議会委員	5, 100円
-------------	---------

## 三芳水道企業団水道事業運営審議会会議の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳水道企業団水道事業運営審議会条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三芳水道企業団水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 三芳水道企業団情報公開条例（平成20年条例第1号）第6条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項に関し、審議するとき
- (2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき

(公開又は非公開の決定等)

第3条 会議を非公開とするときは、前条の規定の基づき、審議会の会長が審議会に諮って決定するものとする。ただし、前条の規定に該当することが予め明らかなきは、事務局において決定することができる。

- 2 審議会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。前項ただし書による決定をしたときも同様とする。
- 3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の開催は、公開・非公開にかかわらず、会議開催日の前日までに、審議会開催のお知らせ（第1号様式）を三芳水道企業団ホームページの掲載等により公表する。公表後に公表内容の変更が生じる場合も同様とする。

(会議録等の作成)

第5条 審議会は、会議の終了後、遅滞なく、会議要旨（第2号様式）及び次の事項を記載した会議録を作成するものとする。ただし、簡易な議事の会議では、会議録の作成を省略することができる。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 議事の概要

(5) その他必要な事項

2 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て会長が確定する。

(会議録等の公表)

第6条 審議会は、前条の会議要旨及び会議録、会議資料を公表するものとする。

2 公表の方法は、三芳水道企業団ホームページ及び広報誌への掲載等により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

## 審議会開催のお知らせ

会議名				
開催日時				
開催場所				
議題	(1) (2) (3)			
会議の公開・ 非公開の別	公開	一部非公開	非公開	※ 公開とする会議であっても、当日の会議の内容により、非公開又は一部非公開となる場合がございます。
非公開の場合の理由				
傍聴者の定員	人			
傍聴の手続				
問合せ先				

## 会 議 要 旨

会議名	
開催日	
開催場所	
出席者	
公開・非公開の別	公開 一部非公開 非公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	名
会議概要・結果等	

## 三芳水道企業団水道事業運営審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳水道企業団水道事業運営審議会会議の公開に関する取扱要領第3条第3項の規定に基づき、三芳水道企業団水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、自己の氏名等を三芳水道企業団水道事業運営審議会会議傍聴届（別記様式）に記入し、審議会の事務局に提出後、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号いずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危険をおよぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第4条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 審議会会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 審議会会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 審議会会場において、私語、談笑その他、騒がしい行為をすること。
- (4) 審議会会場において、審議会の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 審議会会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 審議会会場において、撮影、録音その他、これらに類する行為をすること。ただし、審議会の長の許可を得た者は、この限りではない。
- (7) 審議会会場外に審議会資料を持ち出すこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審議会の支障となるような行為をすること。

(退場)

第5条 傍聴する者が、前条の規定に違反するときは、審議会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の審議会中において、審議会が審議の全部又は一部を公開し

ないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、審議会の長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

別記様式（第2条関係）

## 三芳水道企業団水道事業運営審議会会議傍聴届

年 月 日

三芳水道企業団水道事業運営審議会傍聴要領第2条の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
電話番号	

# 上水道の概況

(平成27年度)



## 三芳水道企業団

館山市北条1145番地の1（館山市役所内）

Tel: 0470-22-3729

Fax: 0470-22-2220

E-mail: [pw\\_344@awa.or.jp](mailto:pw_344@awa.or.jp)

HomePage: [http://www.awa.or.jp/home/pw\\_344/](http://www.awa.or.jp/home/pw_344/)

## 1 沿革

昭和39年11月に館山市の北部地域、富浦町（現在の南房総市富浦地区）及び三芳村（同三芳地区）に生活用水を供給するため、これらの市町村を組織団体とする一部事務組合「館山市、富浦町及び三芳村上水道組合」が設立された。

昭和40年3月には、水道事業の経営認可を得てダム、浄水場等の建設に着手し、昭和44年8月から給水を開始した。なお、現在の名称「三芳水道企業団」は、この間の昭和43年4月に変更されたものである。

昭和53年には、給水量の増加に対応するため横流式沈澱池を新設した（第1次拡張事業）が、当地域は、地理的条件から水道水源に乏しく、既存の水源では増加の一途を辿る水需要に耐えられず、毎年のように渇水が起きていた。

そこで、同様の問題を抱えていた安房・夷隅地域の17市町村が共同し、新たな水源を求めて用水供給事業（南房総広域水道企業団）を設立することとなり、当企業団においても、富浦町宮本地内に配水場を建設するとともに、関連する配水管を布設して用水供給を受けるための体制を整備した（第2次拡張事業）。

これにより水不足の状況は抜本的に解消されたものの、多額の設備投資に伴う減価償却費の増加と高額な受水費によりコストが急上昇し、著しく経営を圧迫することとなった。一方、館山市においては、当企業団とは別に同市の中央部以南を給水区域とする市営の水道事業があり、用水供給開始以降のコスト上昇という点で同じ状況にあったことなどから、両水道事業の経営合理化を目的とし、平成10年4月に事業統合した（第3次拡張事業）。

なお、平成18年3月には、富浦町及び三芳村を含む安房郡7町村の合併に伴い、給水区域を館山市及び南房総市の一部（富浦地区、三芳地区）に変更した。

（参考：旧館山市水道事業の沿革）

館山市内における水道事業は、民営の房州水道株式会社が昭和13年8月から、主に市街地へ給水を開始したことに始まる。

市営水道としては、昭和21年に旧海軍の施設を大蔵省（現在の財務省）から借用して発足した宮城簡易水道と南条簡易水道が最初である。その後、昭和35年に波左間・加賀名簡易水道事業、昭和39年に鉈切簡易水道、昭和43年に南部簡易水道、昭和47年に西部簡易水道がそれぞれ完成し、農漁村地域へ給水を開始している。

昭和48年4月には宮城、南条、波左間及び鉈切の4簡易水道事業を統合して館山市水道とし、新たな水源（作名ダム）を開発して給水区域を拡張した。また、昭和50年に房州水道(株)の所有する水道施設を買収し、館山市中央水道として事業を承継、昭和54年には館山市水道、館山市中央水道、南部簡易水道及び西部簡易水道を統合するとともに、作名ダム下流からの揚水施設を建設して給水区域を拡張した。

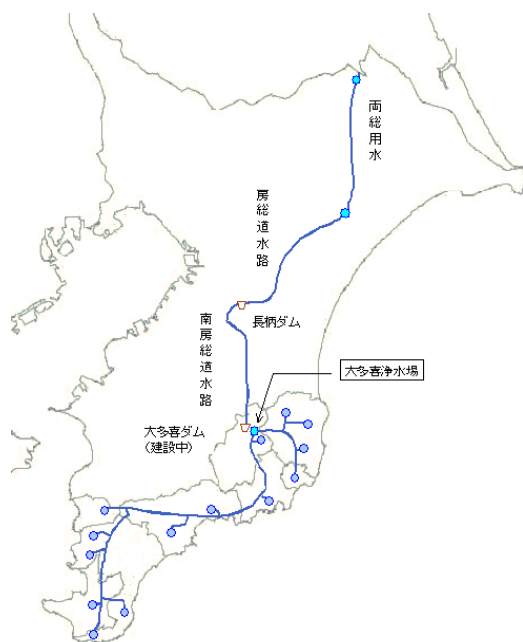
さらに、平成8年には、南房総広域水道企業団からの用水供給開始によって、懸案であった市内東部（館野・九重地区）の給水区域を拡張したが、三芳水道企業団との事業統合に伴い約60年の歴史に幕を閉じた。

## 2 施設の現況

### ① 水源

種 別	名 称 等	位 置	浄水場等系統	最大取水量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
表 流 水	増 間 ダ ム	南房総市増間地内 (平久里川水系増間川)	増 間 浄 水 場	5,750	有効貯水量 500,000 m <sup>3</sup>
	作 名 ダ ム	館山市作名地内 (汐入川水系作名川)	作 名 浄 水 場	6,900	有効貯水量 590,000 m <sup>3</sup>
地 下 水	山 本 深 井 戸	館山市山本, 安布里地内	山 本 浄 水 場	3,040	井戸
受 水	南 房 総 広 域 水 道 企 業 団	南房総市富浦町宮本地内	宮 本 配 水 場	5,400	浄水受水
		館山市出野尾地内	出 野 尾 配 水 場	8,660	浄水受水

### ※ 南房総広域水道企業団 (用水供給事業)



南房総広域水道企業団は、千葉県南部地域に水道用水を供給する目的で、夷隅・安房 17 市町村 (当時) により、平成 2 年に設立されました。利根川 (香取市内) で取水された水は、両総用水、房総導水路、長柄ダム、南房総導水路を経由して大多喜浄水場に至り、浄水処理された後、夷隅・安房地域の各水道事業 (8 団体) に送られています。

一日最大供給量 (単位 m<sup>3</sup>/日)

受 水 団 体 名	計 画 供 給 量
勝 浦 市	3,870
鴨 川 市	3,740
南 房 総 市	6,210
い す み 市	8,380
大 多 喜 町	2,460
御 宿 町	1,490
鋸 南 町	2,120
三 芳 水 道 企 業 団	14,060
合 計	42,330

② 水道施設

浄水場系統 (給水能力)	施設の概要
<p>増間浄水場系 (5,400 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>[浄水方法] 凝集沈澱, 急速ろ過 塩素消毒, pH 調整</p> <p>[配水方法] 自然流下</p>	<p>貯水施設 … 増間ダム(重力式コンクリートダム 有効容量 500,000 m<sup>3</sup>)</p> <p>取水施設 … 取水口(ダム直接 φ300 mm)</p> <p>導水施設 … 導水管(2)(φ350 mm 総延長 284m)</p> <p>浄水施設 … 着水井(容量 39 m<sup>3</sup>) - 薬品混和池(容量 15 m<sup>3</sup>) - フロック形成池(容量 148 m<sup>3</sup>) - 傾斜板沈澱池(容量 1,054 m<sup>3</sup>) - 急速ろ過池(3)(総ろ過面積 75 m<sup>2</sup>) - 浄水池(容量 72 m<sup>3</sup>)</p> <p>配水施設 … 配水池(2)(総容量 1,858 m<sup>3</sup> 水位 82~78m) - 配水管(φ350 mm外 総延長 76,180m)</p>
<p>作名浄水場系 (6,500 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>[浄水方法] 凝集沈澱, 急速ろ過 塩素消毒</p> <p>[配水方法] 自然流下</p>	<p>貯水施設 … 作名ダム(重力式コンクリートダム 有効容量 590,000 m<sup>3</sup>)</p> <p>取水施設 … 取水塔(取水口 φ250 mm 3段) 頭首工(ダム注水用) - 取水口(φ250 mm) - 取水ポンプ井(容量 32 m<sup>3</sup>) - 取水ポンプ(2)(φ125 mm 能力合計 3.80 m<sup>3</sup>/分)</p> <p>導水施設 … 導水管(φ300 mm 延長 225m) 導水管(ダム注水用 φ350 mm 延長 1,435m)</p> <p>浄水施設 … 分水井(容量 14 m<sup>3</sup>) - 着水井(容量 20 m<sup>3</sup>) - 薬品混和池(容量 8 m<sup>3</sup>) - フロック形成池(2)(総容量 225 m<sup>3</sup>) - 傾斜板沈澱池(2)(総容量 1,139 m<sup>3</sup>) - 急速ろ過池(1)(総ろ過面積 55 m<sup>2</sup>) - 浄水池(2)(総容量 488 m<sup>3</sup>)</p> <p>送水施設 … 送水ポンプ(4)(φ125 mm 能力合計 6.16 m<sup>3</sup>/分) - 送水管(φ300 mm 延長 389m)</p> <p>配水施設 … 配水池(2)(自然流下 総容量 3,000 m<sup>3</sup> 水位 75~68m) - 配水管(φ400 mm外 総延長 55,243m)</p>
<p>山本浄水場系 (2,890 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>[浄水方法] 硬度除去, pH 調整 急速ろ過, 塩素消毒</p> <p>[配水方法] 加圧配水</p>	<p>取水施設 … 取水井(10) - 取水ポンプ(10)(φ125 mm外 能力合計 5.96 m<sup>3</sup>/分)</p> <p>導水施設 … 導水管(10)(φ200 mm外 総延長 2,548m)</p> <p>浄水施設 … カルシウム硬度除去装置(2)(処理能力 1,500 m<sup>3</sup>/日) - 着水井(2)(総容量 16 m<sup>3</sup>) - 薬品混和池(2)(総容量 90 m<sup>3</sup>) - 急速ろ過池(7)(総ろ過面積 6 m<sup>2</sup>)</p> <p>配水施設 … 配水池(2)(総容量 2,300 m<sup>3</sup>) - 配水ポンプ(3)(φ150 mm 能力合計 7.8 m<sup>3</sup>/分) - 配水管(φ350 mm外 総延長 66,877m)</p>
<p>宮本配水場系 (5,400 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>[配水方法] 自然流下(一部加圧配水)</p>	<p>配水施設 … 配水池(容量 5,500 m<sup>3</sup> 水位 82~78m) - 配水管(φ500 mm外 総延長 45,767m)</p> <p>[大房加圧場] … 受水槽(容量 210 m<sup>3</sup>) - 加圧ポンプ(2)(φ100 mm 能力合計 1.36 m<sup>3</sup>/分) - 送水管(φ150 mm 延長 871m) - 圧力タンク(大房配水場: 容量 22 m<sup>3</sup>)</p>
<p>出野尾配水場系 (8,660 m<sup>3</sup>/日)</p> <p>[配水方法] 自然流下(一部加圧配水)</p>	<p>配水施設 … 配水池(2)(総容量 4,300 m<sup>3</sup> 水位 117~113m) - 配水管(φ500 mm外 総延長 56,014m)</p> <p>[山本加圧場] … 加圧ポンプ(2)(φ80 mm 能力合計 1.38 m<sup>3</sup>/分)</p>

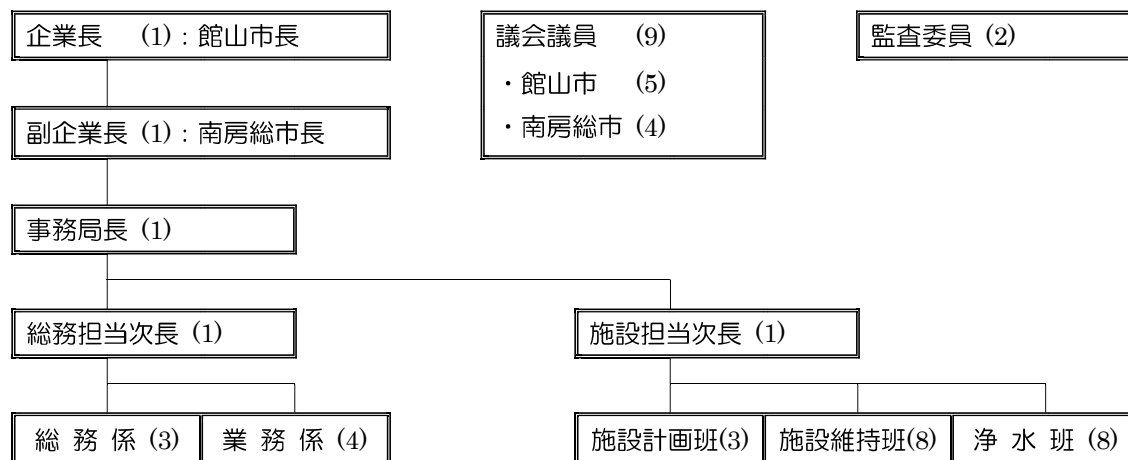
### 3 水質

NO	基準項目	基準値	作名浄水場	増開浄水場	山本浄水場	出野尾配水場	宮本配水場
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.14	0.42	0.04	2.59	2.61
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.15	0.14	0.55	0.14	0.14
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.08	<0.06	0.11	0.10	0.11
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.021	0.019	0.007	0.002	0.002
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.009	0.009	<0.004	<0.004	<0.004
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.005	0.002	0.008	0.016	0.018
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.040	0.030	0.026	0.036	0.040
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.014	0.009	0.009	0.007	0.007
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	0.012	0.013
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.001	<0.001	0.002	0.002	0.002
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.04	<0.02	0.03	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	22.0	29.3	95.4	29.2	29.2
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200mg/L以下	21.4	21.8	20.5	36.4	36.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	93	26	102	87	91
40	蒸発残留物	500mg/L以下	179	154	398	216	213
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン(*1)	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001			
43	2-メチルイソボルネオール(*2)	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素:TOC)	3mg/L以下	1.6	1.7	0.9	0.7	0.7
47	pH	5.8以上 8.6以下	7.8	7.4	7.6	7.7	7.7
48	味	異常でないこと	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)
49	臭気	異常でないこと	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)	異常回数(0)
50	色度	5度以下	0.7	1.1	0.6	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

\*上の表は、代表的な給水系統の水質検査結果(平成26年度平均値)です。

すべての給水系統又は水源ごとの詳細等は、「水質検査計画」及び「水質検査報告」をご覧ください。

#### 4 組織（平成27年4月1日現在）



#### 5 業務実績等

##### ① 業務量等（実績）

区 分	平成26年度	平成25年度	前年比較
給水戸数	23,225 戸	23,163 戸	62 戸
給水人口	55,165 人	55,741 人	△ 576 人
普及率	98.3 %	98.3 %	0.0 %
給水量	7,931,451 m <sup>3</sup>	7,878,791 m <sup>3</sup>	52,660 m <sup>3</sup>
(1日最大給水量)	( 25,927 m <sup>3</sup> )	( 26,049 m <sup>3</sup> )	( △ 122 m <sup>3</sup> )
(1日平均給水量)	( 21,730 m <sup>3</sup> )	( 21,586 m <sup>3</sup> )	( 144 m <sup>3</sup> )
有収水量	5,963,954 m <sup>3</sup>	6,046,749 m <sup>3</sup>	△ 82,795 m <sup>3</sup>
有収率	75.2 %	76.7 %	△ 1.5 %
給水原価	325.49 円	337.18 円	15.31 円
供給単価	232.84 円	232.29 円	0.55 円

##### ② 今後必要となる主要な水道工事事業（平成28年度～平成40年度）

事業名	事業概要	事業費
配水管布設替事業	・石綿管・老朽管更新工事, その他配水管整備改良工事	4,483,646 千円
浄水場耐震化事業	・施設耐震補強工事	1,050,259 千円
浄水場維持事業	・施設改良工事, 施設更新工事	1,218,600 千円
* 合計 *		6,752,505 千円

## 6 水道料金・手数料・加入者負担金

### ① 水道料金

(平成26年4月1日改定)

区分 用途	基本料金		従量料金 (使用水量1 m <sup>3</sup> につき)	
	口径	金額		
一般用	13 mm	723.6 円	1 ~ 8 m <sup>3</sup>	91.80 円
	20 mm	1,371.6 円	9 ~ 20 m <sup>3</sup>	194.40 円
	25 mm	1,998.0 円	21 ~ 40 m <sup>3</sup>	243.00 円
	30 mm	2,743.2 円	41 ~ 100 m <sup>3</sup>	291.60 円
	40 mm	4,989.6 円	101 ~ 500 m <sup>3</sup>	351.00 円
	50 mm	7,614.0 円	501 m <sup>3</sup> 以上	426.60 円
	75 mm	18,647.6 円		
	100 mm	30,585.6 円		
	150 mm	59,302.8 円		
臨時用	一般用と同じ		426.60 円	

※ 水道料金は、1か月につき、上の表による基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数は切り捨て）

### ② 加入者負担金

(平成26年4月1日改定)

口径	金額	口径	金額	口径	金額
13 mm	81,000 円	30 mm	507,600 円	75 mm	4,050,000 円
20 mm	216,000 円	40 mm	1,080,000 円	100 mm	6,879,600 円
25 mm	356,400 円	50 mm	1,620,000 円	150 mm	15,066,000 円

### ③ 手数料

(平成9年4月1日改定)

手数料の名称	種別	単位	金額
設計手数料	給水管口径25 mm以下の工事	1件につき	800 円
	給水管口径30 mm以上の工事	1件につき	1,100 円
設計審査手数料	給水管口径25 mm以下の工事	1件につき	300 円
	給水管口径30 mm以上の工事	1件につき	400 円
給水装置工事検査手数料	給水管口径20 mm以下で水栓3箇所以内の増設又は改造工事	1件につき	300 円
	給水管口径25 mm以下で前記以外の工事	1件につき	1,100 円
	給水管口径30 mm以上の工事	1件につき	1,500 円
開栓手数料		1件につき	2,000 円
私設消火栓消火演習手数料		1回につき	2,000 円
登録手数料	指定給水装置工事業業者登録手数料	1件につき	15,000 円
道路占用申請手数料		1件につき	1,500 円
各種証明手数料		1件につき	300 円
水質試験手数料	必須項目試験	1件につき	8,000 円
	トリハロメタン項目試験	1件につき	24,000 円
	定性分析試験	1項目につき	700 円
	定量分析試験	1項目につき	1,400 円
	一般細菌の定量試験	1件につき	3,500 円
	大腸菌群の定性試験	1件につき	3,500 円

## 7 経営成績・財政状態

①損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

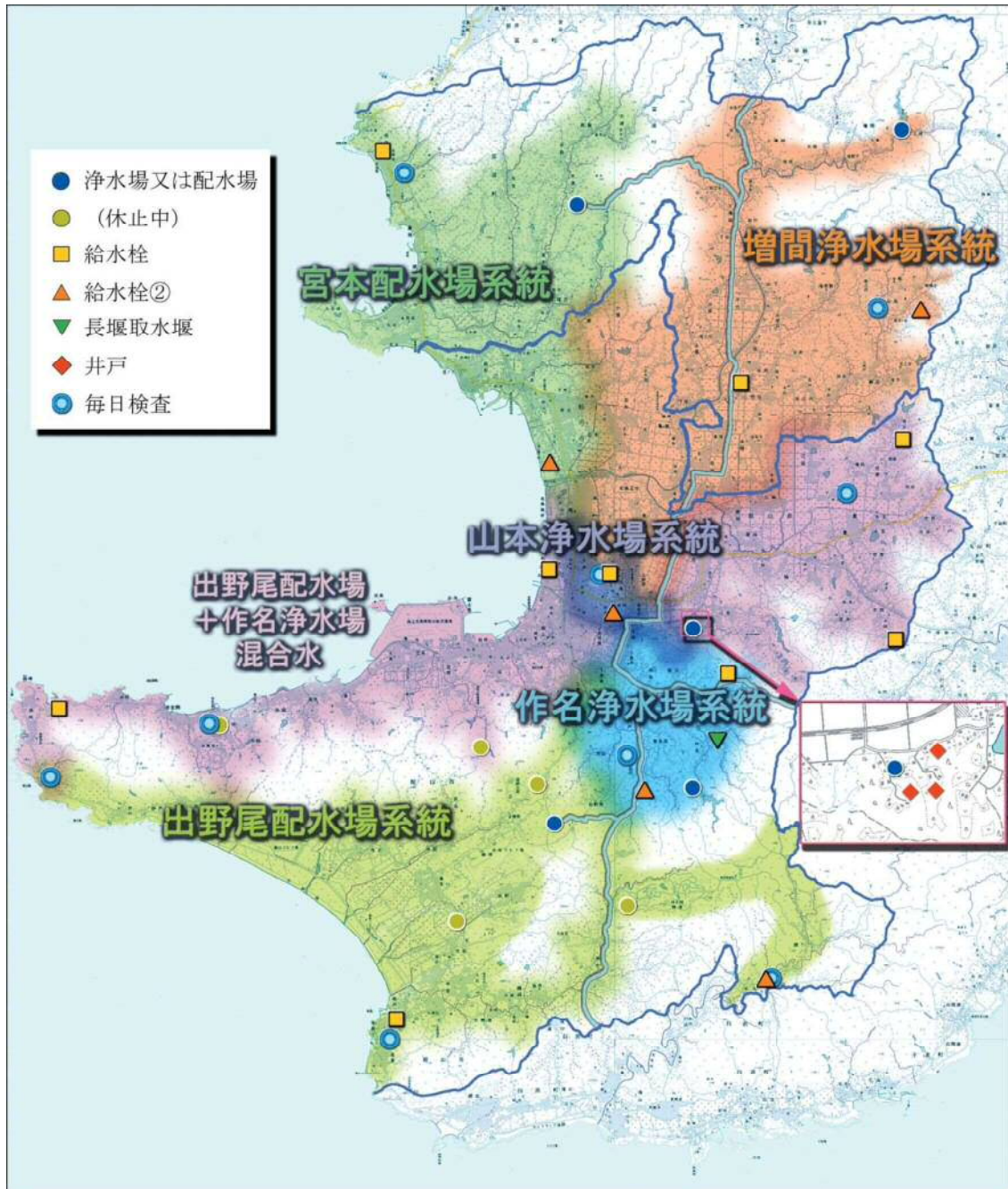
（単位：千円）

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,388,676		
(2) その他営業収益	8,027	1,396,703	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,180,526		
(2) 配水及び給水費	133,294		
(3) 総係費	160,793		
(4) 減価償却費	457,252		
(5) 資産減耗費	5,717	1,937,582	
営業損失			540,879
3 営業外収益			
(1) 県補助金	283,081		
(2) 関係市補助金	296,998		
(3) 長期前受金戻入益	130,273		
(4) 雑収益	17,713	728,065	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	103,154		
(2) 繰延勘定償却	3,291		
(3) 雑支出	27,442	133,887	594,178
経常利益			53,299
5 特別利益			
(1) その他特別利益	192	192	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	30,023	30,023	△29,831
当年度純利益			23,468
前年度繰越欠損金			17,219
当年度未処分利益剰余金			6,249

②貸借対照表（平成27年3月31日）

（単位：千円）

1 固定資産		4 固定負債	
(1) 有形固定資産	11,731,614	(1) 企業債	3,548,472
土地	(1,023,910)	(2) 引当金	32,423
償却資産	(2,070,686)	* 固定負債合計*	3,580,895
減価償却累計額	(1,099,543)	5 流動負債	
建設仮勘定	(1,035,611)	(1) 企業債	320,562
(2) 無形固定資産	765	(2) 未払金	201,265
(3) 投資	111	(3) 引当金	15,697
* 固定資産合計*	11,732,490	(4) その他流動負債	2,182
2 流動資産		* 流動負債合計*	539,706
(1) 現金預金	1,323,443	6 繰延収益	
(2) 未収金	128,621	(1) 長期前受金	5,603,901
(3) 貯蔵品	24,127	(2) 収益化累計額	2,526,090
(4) 前払金	53,270	* 繰延収益合計*	3,077,811
* 流動資産合計*	1,529,461	* 負債合計*	7,198,412
3 繰延勘定		7 資本金	
(1) 試験研究費	4,835	(1) 自己資本金	4,598,181
* 繰延勘定合計*	4,835	* 資本金合計*	4,598,181
【資産合計】	13,266,786	8 剰余金	
		(1) 資本剰余金	654,416
		(2) 利益剰余金	815,777
		* 剰余金合計*	1,470,193
		* 資本合計*	6,068,374
		【負債・資本合計】	13,266,786



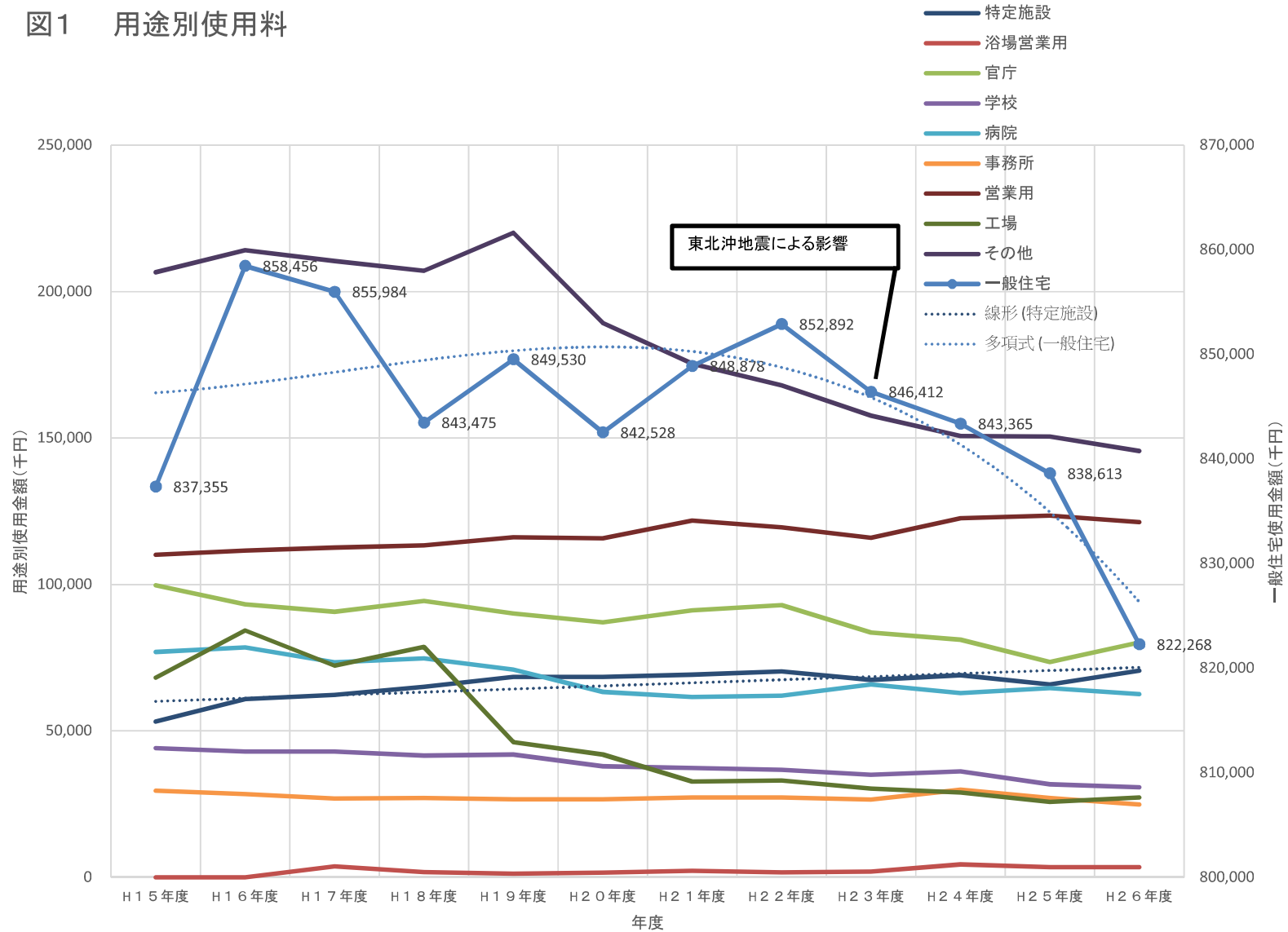
※平成26年度水質検査等実施場所

三芳水道企業団  
水道事業の現状について

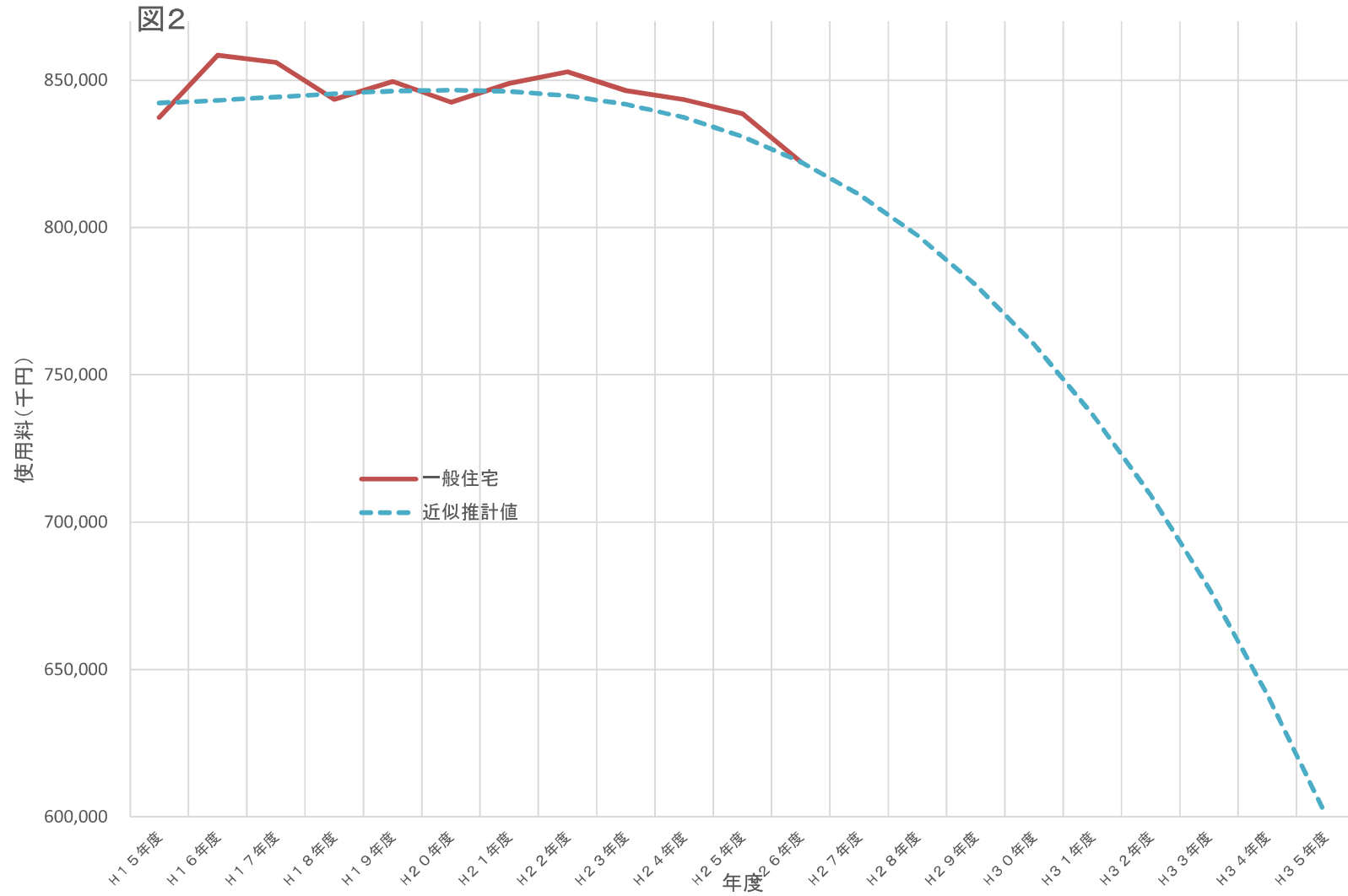


# 用途別使用料

図1 用途別使用料



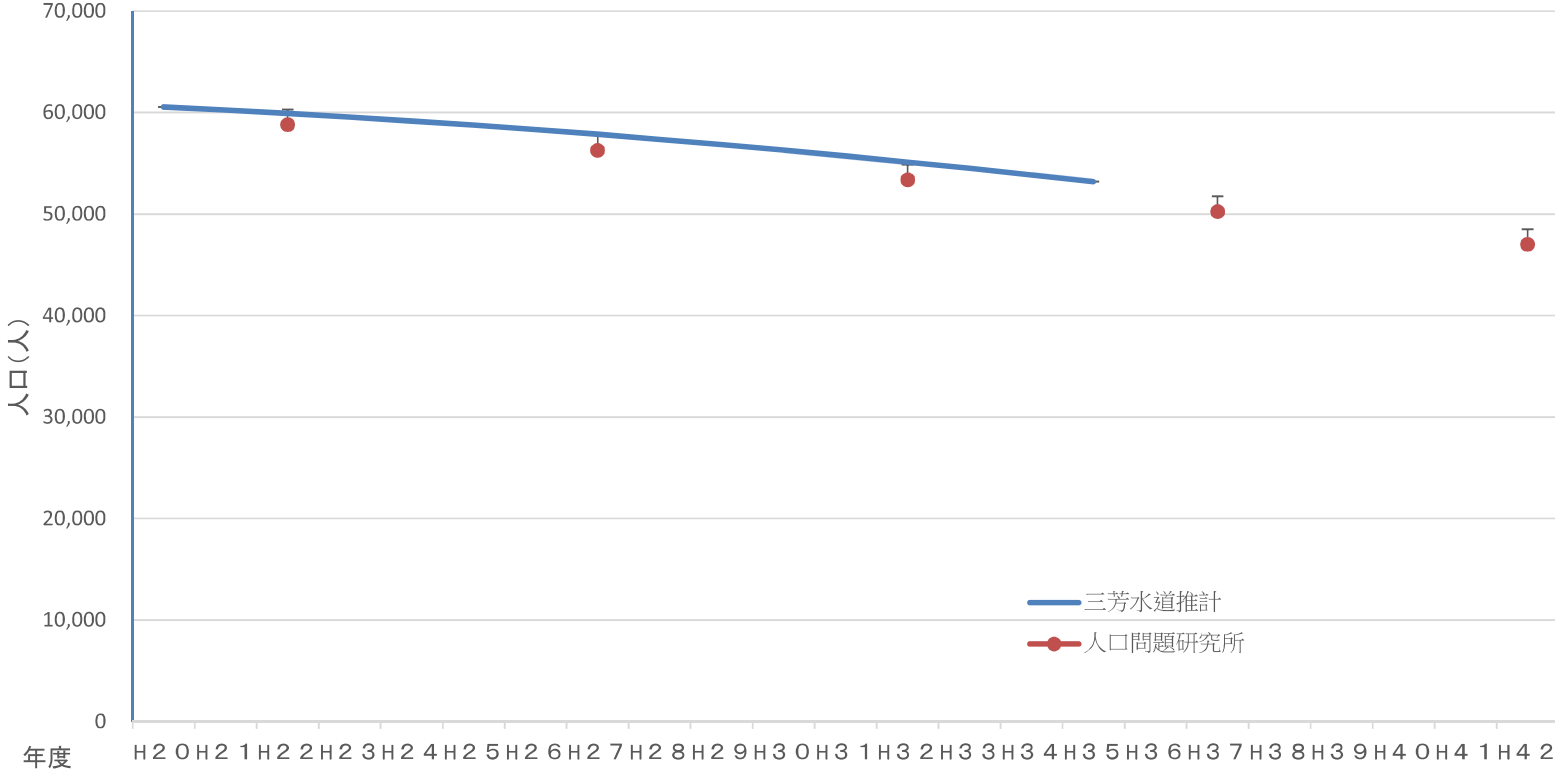
# 一般住宅使用料の現況と将来推計



# 将来人口算出結果の比較

人口推計比較																			単位: 人					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	
三芳水道推計	60,541	60,237	59,905	59,548	59,163	58,752	58,314	57,850	57,358	56,840	56,296	55,724	55,126	54,501	53,850	53,172								
人口問題研究所			58,801					56,287					53,379					50,238						47,005
差			1,104					1,563					1,747											

図3 将来人口算出結果の比較



検証結果: 人口問題研究所における算出は、5年単位になっているため、すべての年の比較はできないが、平成27年及び平成32年の状況を見ると、数値的には研究所数値のほうが全体的に少ない状況となっている。しかしながら、今回想定したH35までの期間においては、減少傾向としては同様な状況と見られる。これらのことから、使用水量算出の将来傾向を見るためには、今回ここで算出された数値を使用するものとする。

# 人口推移による給水収益

図4 給水区域内人口推移と将来予測  
(住民基本台帳)

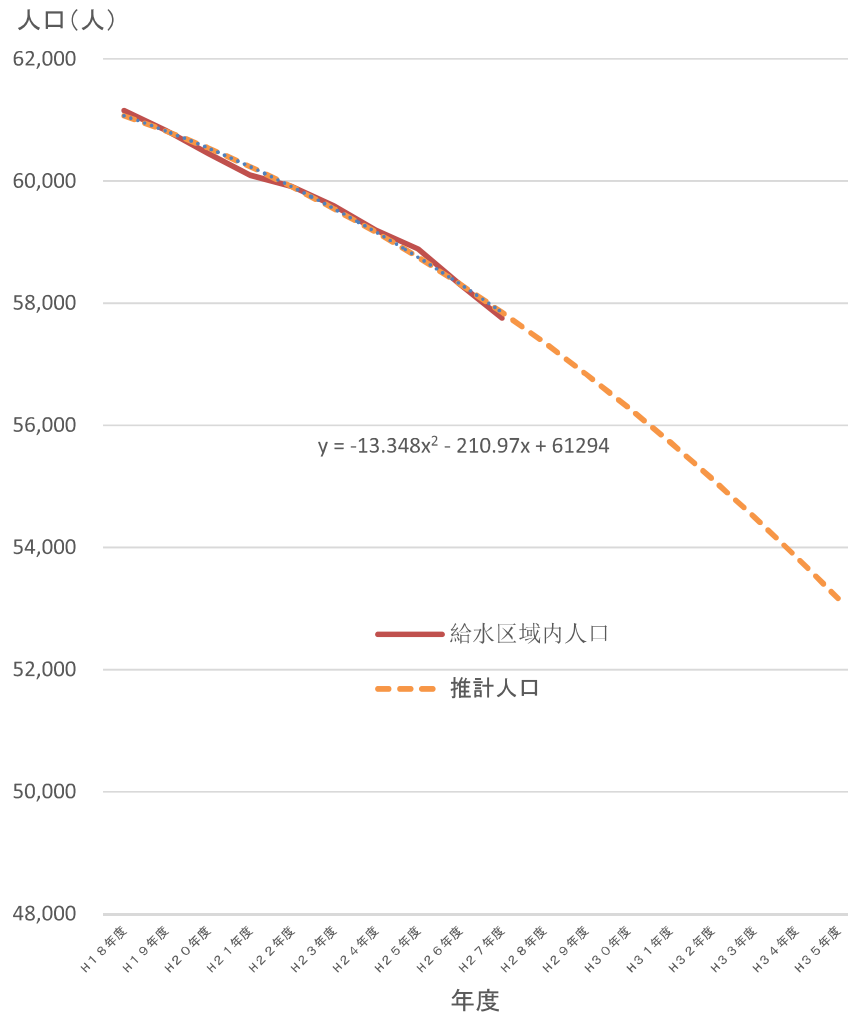
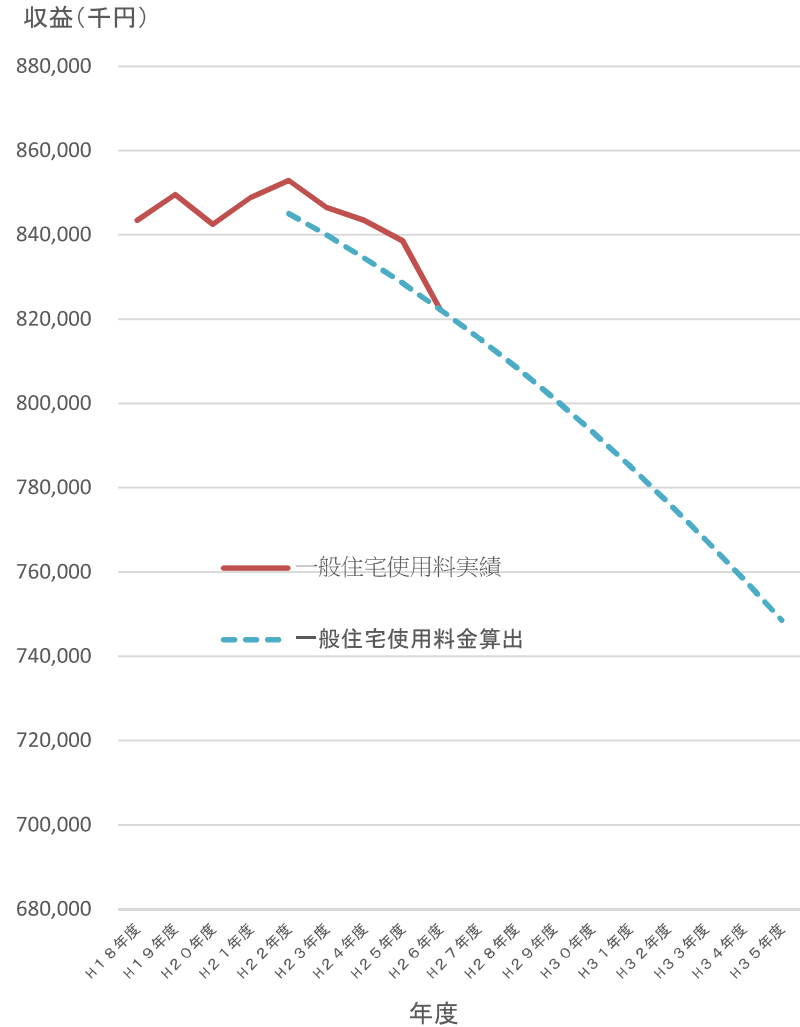


図5 人口推移より給水収益算出



# 一般住宅の使用料の予測

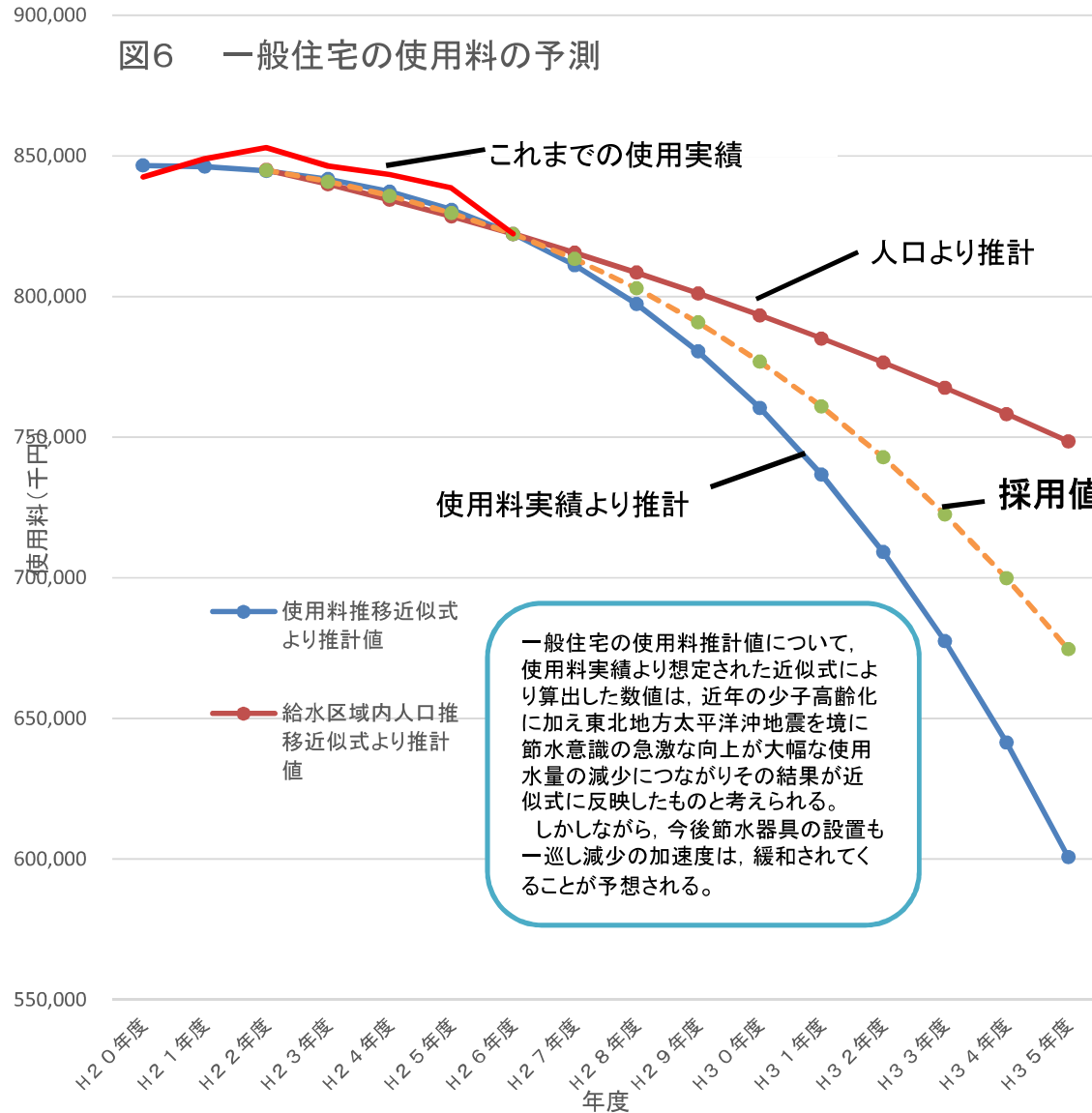
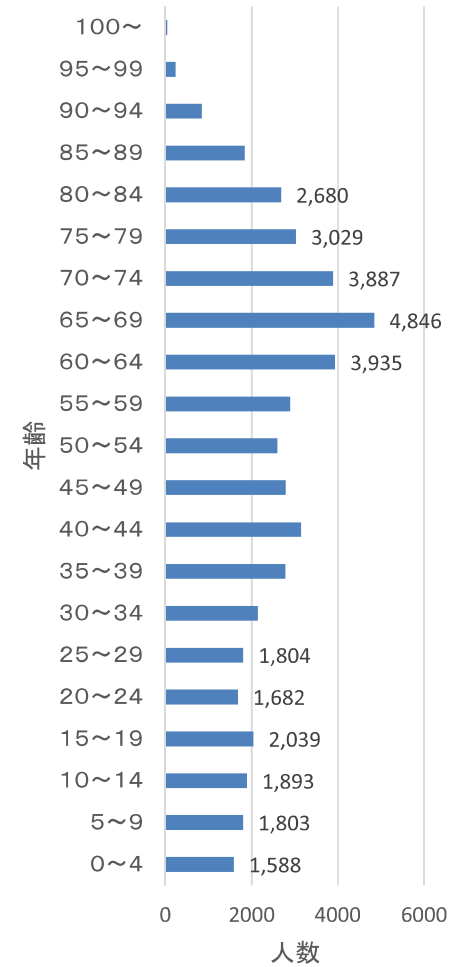
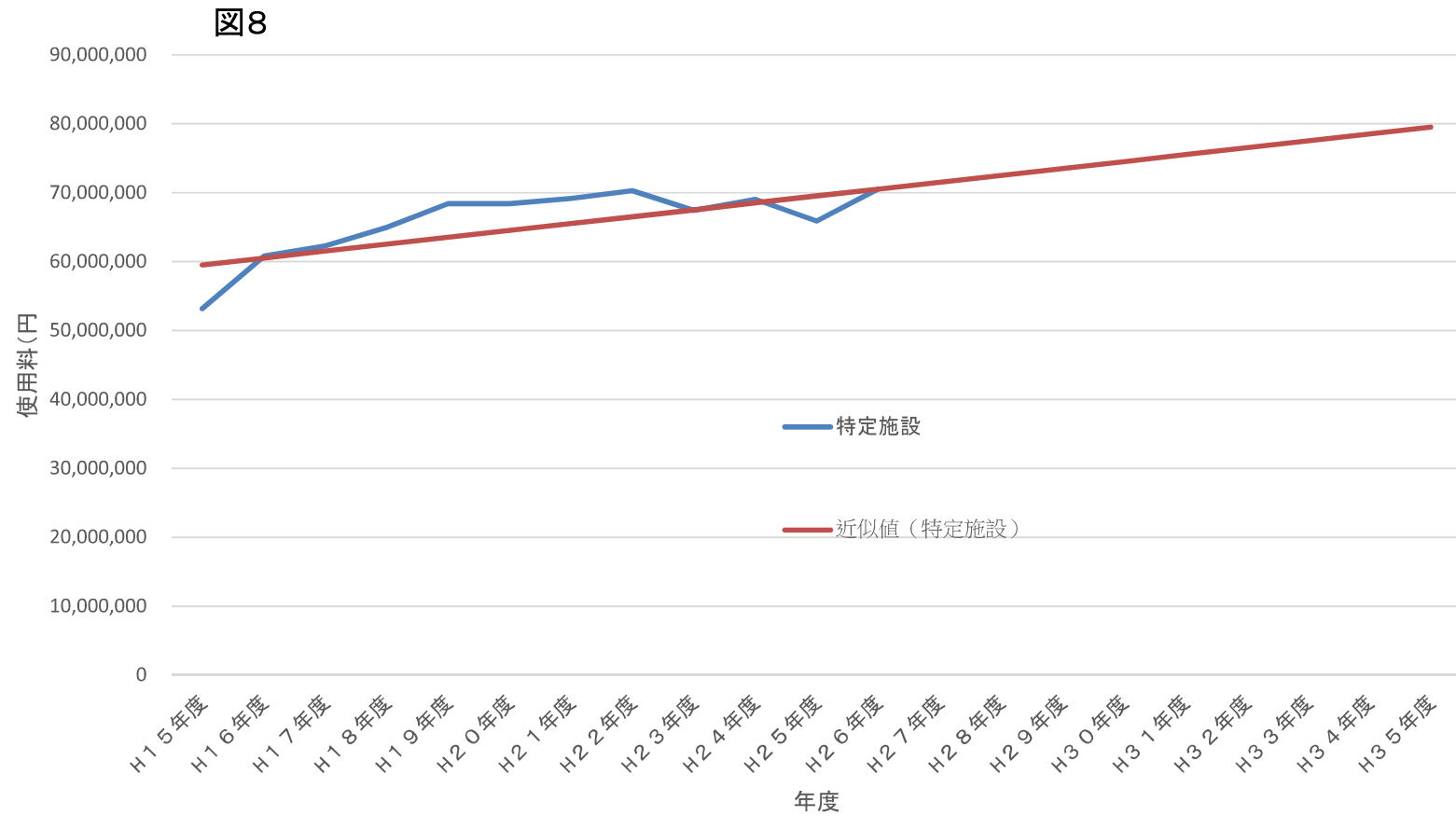


図7 年齢別人口(館山市)

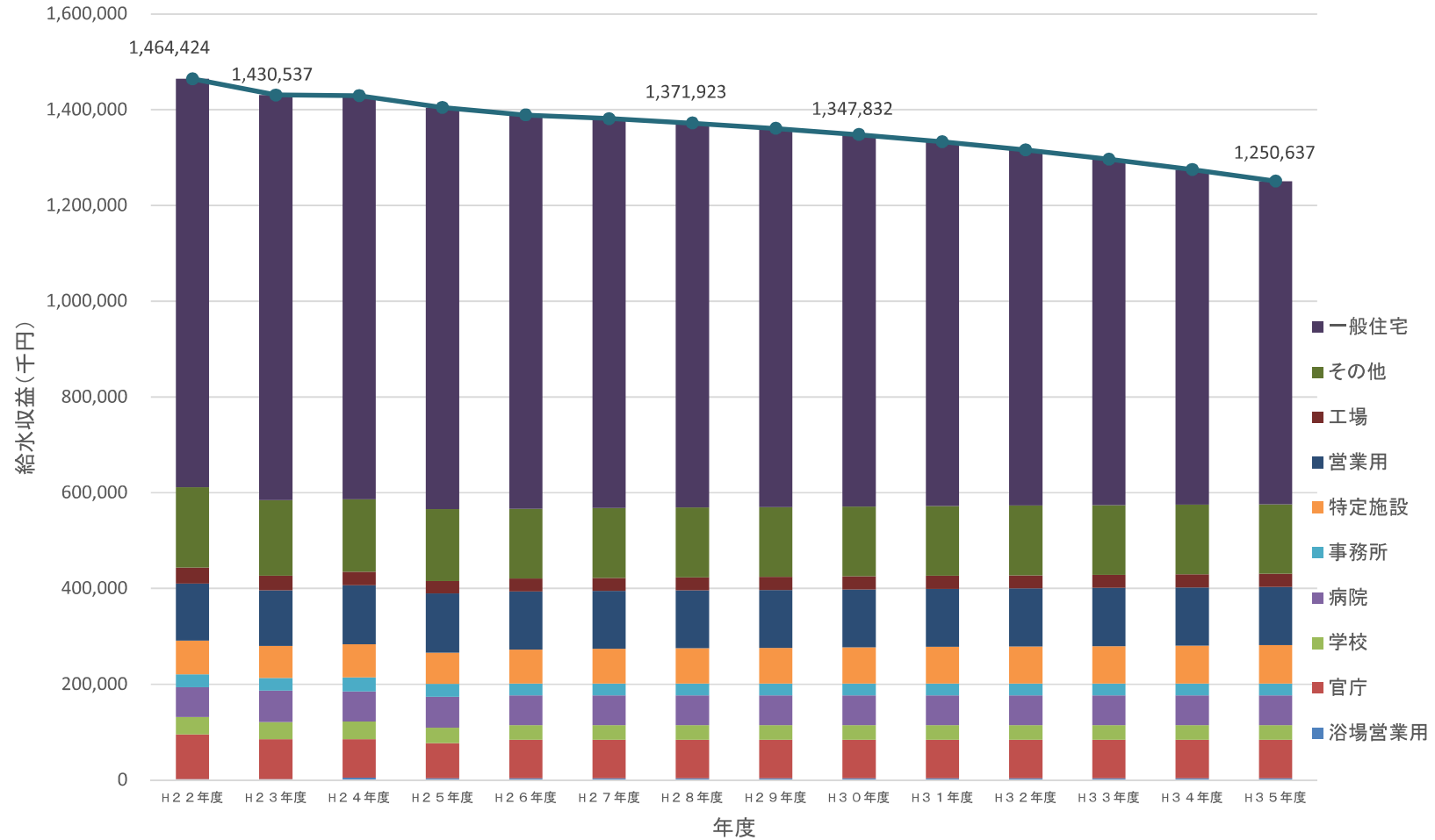


# 特定施設使用料と推計



# 給水収益の予想算出結果

図9 給水収益の予想算出結果



## 今後必要な主要水道工事一覧(平成28年度から平成40年度)

表1

	事業期間	期間内整備数量 H28~H40	期間内事業費 H28~H40	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	備考
				まで														以降	
石綿管更新事業	H21~	16,127.9m	2,306,451千円	→															更新計予定延長：57.8km 平成40年度末進捗予定率： 27.9%
老朽管更新事業 (鉄管)	H21~H34	4,868.3m	803,346千円	→															老朽化した鉄製の基幹管路 の更新 平成34年度完了予定
その他配水管整備 改良事業			1,373,849千円	→															管網整備、道路管理者等依頼 工事
配水管事業費計			4,483,646千円	百万	276	295	369	394	380	341	342	353	362	347	339	326	358		
増間浄水場耐震補 強事業	H26~H30	1箇所	245,615千円	→															
作名浄水場耐震補 強事業	H31~H39	1箇所	740,993千円	→															
配水池等耐震診 断・設計	H37~	4箇所	63,651千円	→															宮本配水池・出野尾配水池 神余配水池・佐野配水池
浄水場耐震事業計			1,050,259千円	百万	106	113	12	33	0	31	248	313	17	34	31	96	16		
浄水場施設改良事 業	H28~H30	2箇所	210,400千円	→															作名浄水場粉末活性炭注入設 備 増間浄水場粉末活性炭注入設 備
浄水場等施設更新 事業		7箇所	1,008,200千円	→															作名浄水場、増間浄水場、山 本浄水場、佐野浄水場、見物 浄水場、出野尾配水池、宮本 配水池
浄水場維持事業計			1,218,600千円	百万	106	117	119	72	162	146	85	71	68	69	55	75	75		
主要事業費計			6,752,505千円	百万	488	525	500	499	542	518	675	737	447	450	425	497	449		

# 年度別事業費推移

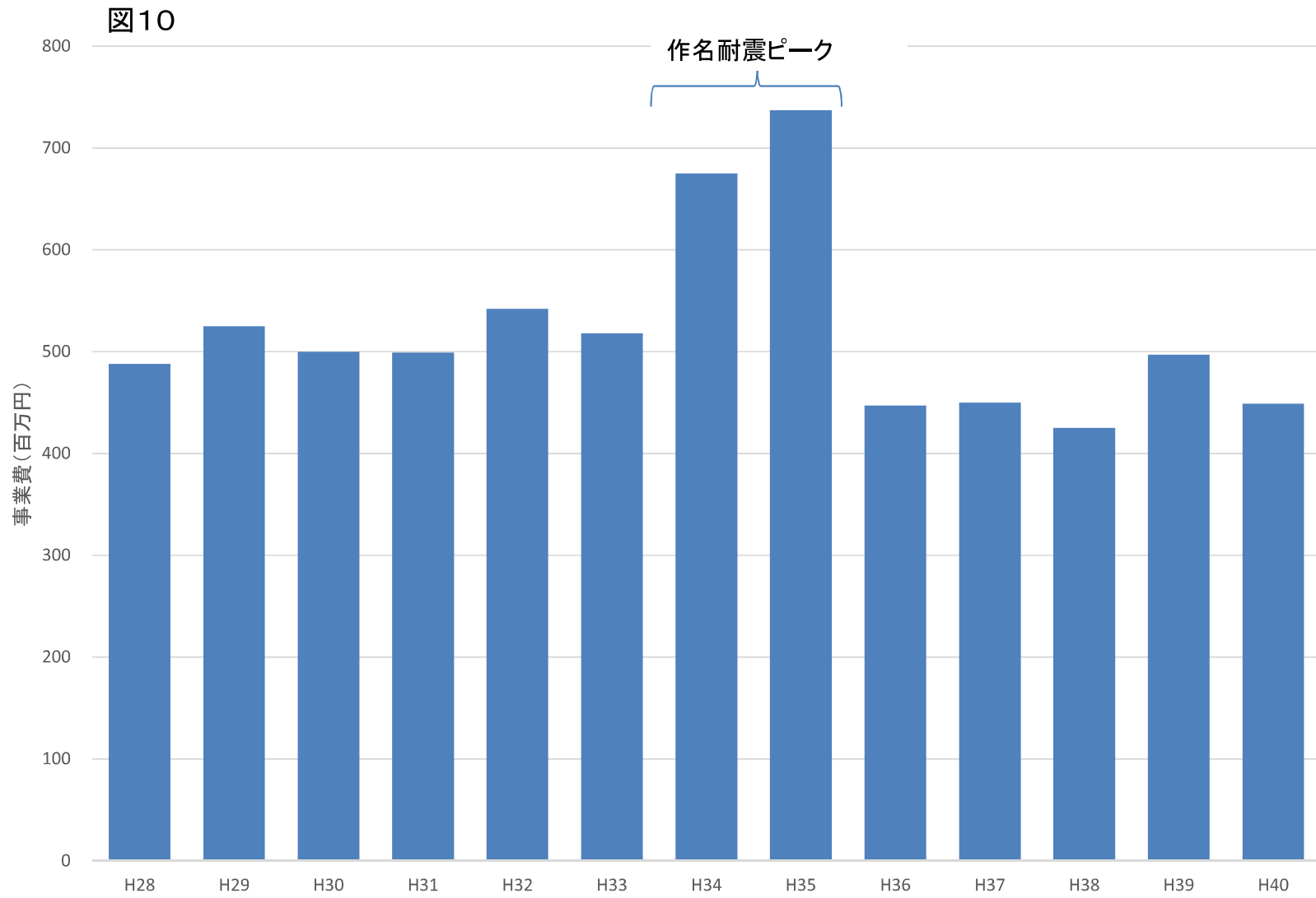


表2

## 三芳水道企業団経営収支の推計

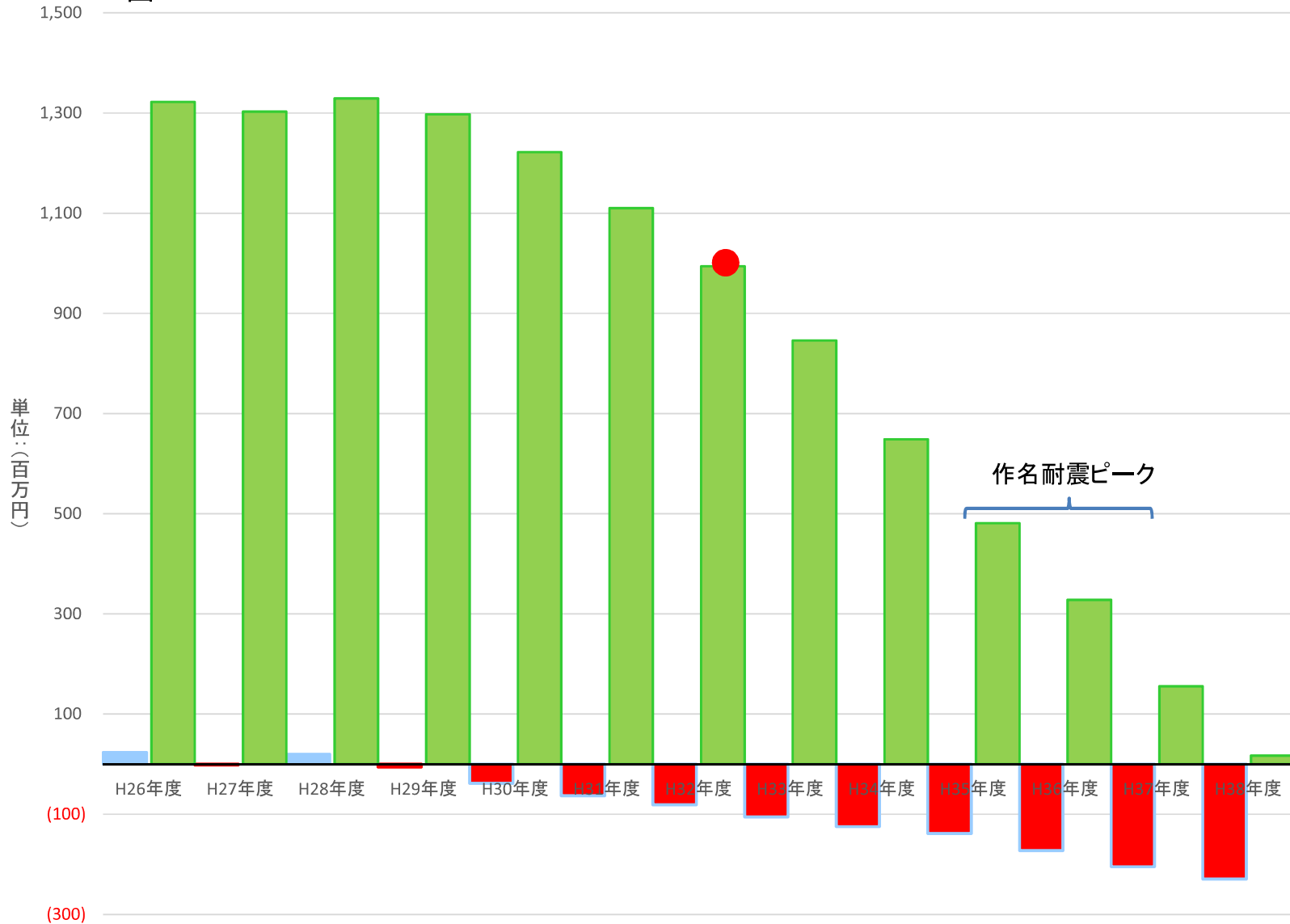
単位(百万円)

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
収益的 収支	収入													
	給水収益(水道料金)	1,389	1,381	1,372	1,361	1,348	1,333	1,316	1,297	1,275	1,251	1,241	1,224	1,207
	市補助金	297	298	297	297	297	297	297	297	297	297	297	297	297
	県補助金	283	279	284	285	285	284	284	284	284	283	283	283	282
	長期前受金戻入益	130	128	113	112	111	110	109	109	107	106	105	104	103
	その他収益	26	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	計 ①	2,125	2,109	2,088	2,078	2,063	2,047	2,029	2,009	1,985	1,960	1,949	1,931	1,912
支出														
人件費	169	175	170	172	174	176	177	179	181	183	184	184	186	188
支払利息	103	99	99	94	88	83	77	71	66	61	58	56	54	
減価償却費	457	466	464	481	499	515	520	529	531	524	548	564	570	
施設運転等費用	232	267	246	251	257	254	257	259	260	262	264	265	267	
事務費	103	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	
受水費	955	950	954	952	950	948	945	942	939	935	934	931	929	
その他	82	46	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
計 ②	2,101	2,110	2,069	2,083	2,102	2,109	2,110	2,114	2,110	2,099	2,122	2,135	2,142	
①-② 単年度純利益(損失)		23	-2	20	-6	-38	-63	-81	-106	-125	-139	-173	-205	-230
資本的 収支	収入													
	企業債	152	513	353	378	439	386	452	482	585	622	364	357	382
	補助金	0	25	32	34	4	27	37	0	15	11	5	3	7
	出資金	0	35	25	27	34	40	18	0	39	60	60	56	12
	負担金	17	53	49	38	43	45	49	48	42	36	44	39	41
	計 ③	169	626	460	477	520	497	556	530	681	729	473	455	442
	支出													
人件費	26	31	24	25	25	25	25	26	26	26	26	27	27	
建設改良	176	679	491	528	583	558	612	575	792	793	507	506	482	
企業債償還金	315	321	332	364	386	416	415	441	424	422	407	393	351	
計 ④	517	1,030	847	917	994	999	1,053	1,042	1,241	1,241	941	926	860	
③-④ 資本的収支差		-348	-404	-387	-440	-474	-502	-497	-512	-561	-512	-468	-471	-418
区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
消費税資本的収支調整額		12	48	34	38	42	40	44	41	57	58	36	37	35
当年度内部留保資金		344	392	394	415	437	453	462	469	489	483	487	504	509
当年度不足額		-4	-12	7	-25	-37	-49	-35	-43	-72	-29	19	33	91
損益勘定留保資金残高		1,316	1,304	1,310	1,285	1,249	1,200	1,165	1,122	1,050	1,021	1,040	1,073	1,164
利益剰余金残高(繰越欠損金)		6	-1	19	12	-27	-90	-171	-276	-401	-540	-712	-917	-1,147
補てん財源額(年度末内部留保資金)		1,322	1,303	1,329	1,298	1,222	1,110	994	846	649	481	328	156	17
企業債残高		3,869	4,047	4,069	4,082	4,136	4,106	4,143	4,184	4,345	4,545	4,502	4,466	4,497

# 内部留保資金の推移

図11

■ 単年度純利益（損失）    ■ 補てん財源額（年度末内部留保資金）



小規模浄水施設の整理

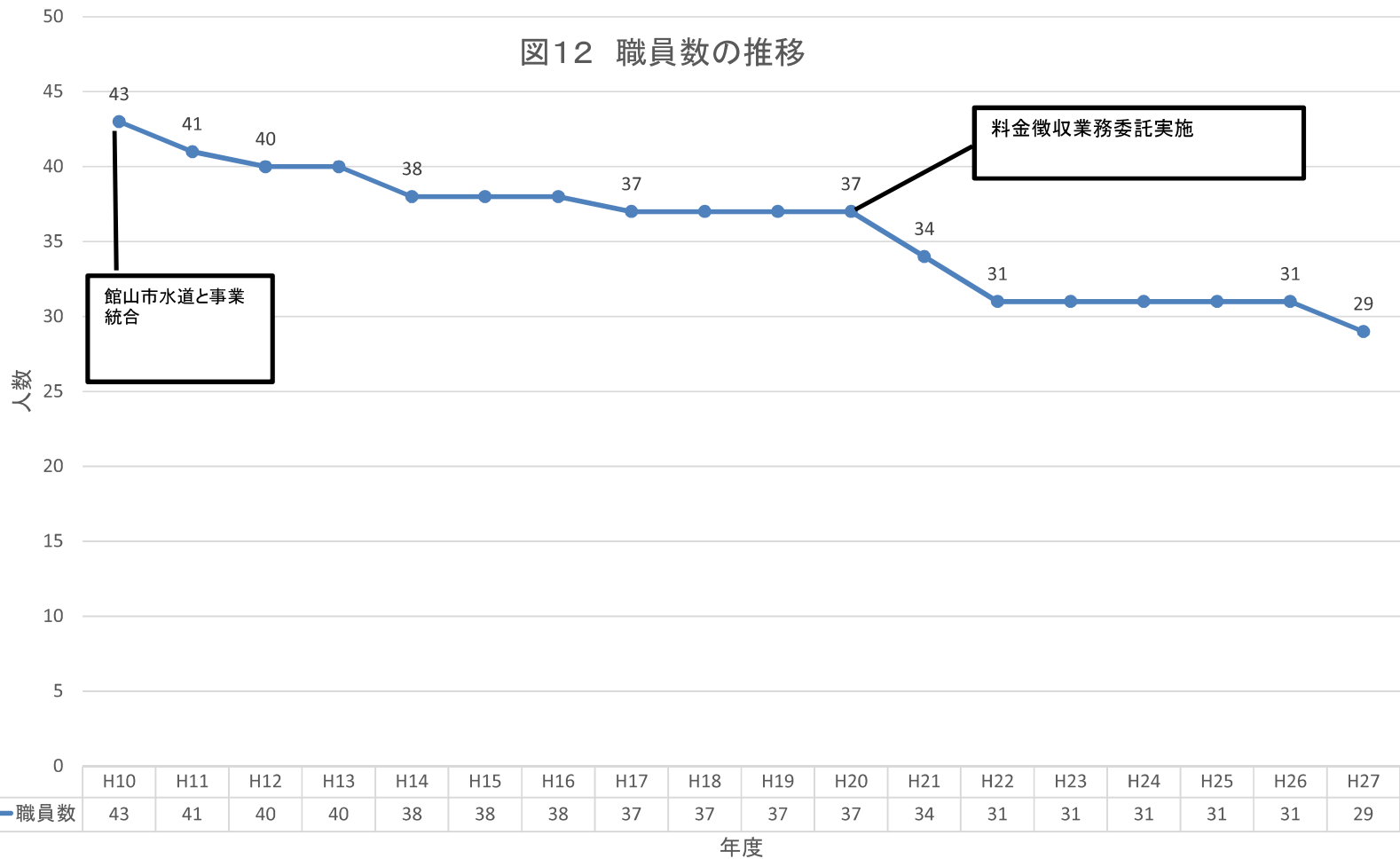
表3

年月	施設名		理由
H12・10	神余浄水場	出野尾配水系に統合	継続使用のためには、排水処理施設が未整備であるため新たな施設整備が必要 既存施設の老朽化
H15・6	真倉浄水場	出野尾配水系に統合	継続使用のためには、排水処理施設が未整備であるため新たな施設整備が必要 既存施設の老朽化
H15・8	宮城浄水場	出野尾配水系に統合	継続使用のためには、排水処理施設が未整備であるため新たな施設整備が必要 既存施設の老朽化
H20・5	佐野浄水場	出野尾配水系に統合	水質が悪く維持費(薬品・検査)が多額 既存施設の老朽化
H23・2	見物浄水場	出野尾配水系に統合	水質が悪く維持費(薬品・検査)が多額
H29	見物配水池	廃止予定	管網再整備により不要とする

遠隔監視システムの構築

<p>平成23年度                  段階的に進めてきた作名浄水場を中心とする遠隔監視システムを構築する。                  監視対象施設: 17箇所                      監視対象項目: 1003点</p>
--

図12 職員数の推移

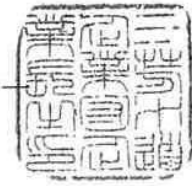


・ 三芳水道企業団は、平成10年4月館山市水道事業と事業統合以来、前ページの表3のとおり小規模浄水場の水系統合等により6施設の使用を停止及び廃止することにより、新たな施設整備や施設更新のための多額な投資費や維持管理費の削減を図っております。  
 ・ また、これらの施設の整理に合わせ施設の遠隔監視システムの構築、事務の合理化及び業務の委託を進めることにより、下図9のように平成10年度の館山市の合併当初43人の職員であったものを平成27年度においては29人となり、これまで14人の人員削減により、人員の適正化を行い、経営の合理化、経費の削減を図ってまいりました。

三芳水道企業団水道事業運営審議会

会長 石井 久治 様

三芳水道企業団企業長 金 丸 謙



水道料金のあり方について（諮問）

「三芳水道企業団水道事業地域水道ビジョン」に掲げた、基本理念である、水道事業の「安全」「強靱」「持続」を実現するため、今後の水道料金のあり方について諮問します。

〔諮問理由〕

水道事業は、公営企業の一つとして位置づけられ、その経営は、独立採算制を原則とし水道料金については地方公営企業法や水道法において、公正妥当かつ能率的な経営の元における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することとされています。

当企業団は、昭和39年に館山市の北部地域、旧富浦町及び旧三芳村に生活用水を供給するため設立され、昭和44年に給水を開始しました。

これまで、浄水場の改良、用水供給団体からの受水設備の整備や館山市営水道との合併など3回の拡張事業により、高まる水需要への対応を図ってまいりました。

また、今後は、配水管を含めた水道施設について、大規模災害が発生した場合に対応するための耐震化や、耐用年数が大幅に経過し老朽化した施設などについて、安全に水道を供給するため、計画的かつ効率的な更新を行う必要があります。

しかしながら、全国的に見られる人口の減少は、安房地域も例外ではなく、給水収益の減少に直結しており、企業団の健全な経営を圧迫していますが、水道料金は、平成12年に行った改定以後据え置いた状況となっています。

このような中、当企業団では、経費節減と必要財源の調達のため、小規模浄水場の休止や廃止に向けた事業をおこない、館山市水道との統合や、料金収納業務の外部委託による人員の適正化を図ることで効率的な経営に努めてきました。

当企業団は、安定した経営基盤の元で着実に事業を実施することで、ライフラインを扱う事業者としての使命を果たし、次世代へと引き継がなければなりません。

つきましては、本審議会において、今後を見据えた当企業団にとっての最適な「水道料金のあり方」について、ご検討くださるようお願い致します。